

議案第79号

瀬戸内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

瀬戸内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

児童福祉法等の一部改正により、地域限定保育士登録を受けた者は、認定地方公共団体の区域内に限り、「地域限定保育士」の名称を用いて、業として、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができることとされたため、本条例の保育士に言及する規定等について、必要に応じて「地域限定保育士」を併記する改正を行うほか、所要の改正を行うもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

瀬戸内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年瀬戸内市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加え、同項第1号中「保育士」を「保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」に改め、同項第5号中「卒業した者」を「卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」に改める。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第13条第2項中「研修を」を「訓練を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年瀬戸内市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後
	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事 <u>又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。
_____が行う研修を修了したものでなければならない。	
(1) <u>保育士</u>	(1) <u>保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)の資格を有する者</u>
_____の資格を有する者	
(2)~(4) 略	(2)~(4) 略
(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程

<p>(6)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p><u>を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>
--	---